

議案第 17 号

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

印鑑登録証明書等から性別に関する事項を削除するための改正

飛驒市印鑑条例の一部を改正する条例

飛驒市印鑑条例（平成16年飛驒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第11条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

（施行期日）

この条例は平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

この条例による改正後の飛驒市印鑑条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る印鑑の登録から適用し、同日前の申請に係る印鑑の登録については、なお従前の例による。

飛騨市印鑑条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第5条 略 (印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 男女の別</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>第7条～第10条 略 (印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものにかかわるプリンターからの打出しを含む。)について市長が証明するものとし、合わせて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 男女の別</u></p> <p><u>(4) 略</u></p>	<p>第1条～第5条 略 (印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>— —————</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>第7条～第10条 略 (印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものにかかわるプリンターからの打出しを含む。)について市長が証明するものとし、合わせて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>— —————</p> <p><u>(3) 略</u></p>

(5) 略
2 略
以下 略

(4) 略
2 略
以下 略

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

印鑑登録証明書等から性別に関する事項を削除するための改正

2 改正の内容

性の多様化への配慮のため、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削るもの。

3 施行日 平成31年4月1日